

県民経済計算の推計方法及び基礎資料

共通な推計指標（以下、推計指標に基礎資料を示していない場合、ここに掲げた資料による）

推 計 指 標	使 用 資 料
従業者数	「事業所・企業統計調査」（総務省） 「経済センサス」（総務省） 「国勢調査」（総務省）
賃金格差率	毎月勤労統計調査年報（厚生労働省、鳥取県）から算出

経済活動別県内総生産

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1 農業 (1) 農業生産物	産出額 - (産出額 × 中間投入比率) 産出額：農業粗生産額 中間投入比率：(実農業経営費 + 公課諸負担) / 農業粗収益	「鳥取農林水産統計年報」 (中国四国農政局鳥取地域センター)
(2) 獣医業	産出額：国の推計額 × 獣医師数の対全国比 中間投入比率：国の比率	「獣医師の届出状況」 (農林水産省)
(3) 農業サービス業	産出額：国の推計額 × 従業者数の対全国比 中間投入比率：国の比率	内閣府資料
2 林業 (1) 育林業	産出額 - (産出額 × 中間投入比率) 民有林のみ推計の対象とする 産出額：産業連関表から 中間投入比率：国の比率	「鳥取県産業連関表」 (県統計課) 内閣府資料 「林業組合統計」
(2) 素材生産業	産出額：生産林業所得統計から 中間投入比率：国の比率	「生産林業所得統計」 (農林水産省) 「鳥取県林業統計」 (県森林・林業振興局)
3 水産業	産出額 - (産出額 × 中間投入比率) 産出額：都道府県別生産量・生産額から 中間投入比率：国の比率	「漁業・養殖業生産統計」 「漁業経営調査」 (農林水産省) 内閣府資料
4 鉱業	産出額 - (産出額 × 中間投入比率) 産出額：生産金額、または単価 × 数量 中間投入比率：国の比率	「砕石統計年報」 (経済産業省) 「採石法施行規則第11条 業務状況報告書」 (資源エネルギー庁) 内閣府資料
5 製造業	産出額 - (産出額 × 中間投入比率) 産出額：(製造品出荷額等 - その他の収入額 + 在庫純増) × 年度転換比率 中間投入比率：(原材料使用額等 - その他の収入に係る仕入 額 + 間接費) / 産出額 産出額：営業収益 中間投入比率：営業費用 / 営業収益	「工業統計調査」 (経済産業省) 「県鉱工業指数(生産)」 (県統計課) 「製造業部門別投入・産出 物価指数」 (日本銀行) 「市町村財政概況」 (県地域振興課) 「経済センサス活動調査」 「国産業連関表」 (総務省) 内閣府資料

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
6 建設業	産出額 - (産出額 × 中間投入比率) 産出額： 建築物・土木工事：建設投資統計額の全国値 × 建設総合統計の出来高ベース工事高対全国比 補修工事：県産業連関表の「建築物・土木工事」の産出額 × 「建築」の中の「建築補修」 / (「建築」 + 「土木」) 中間投入比率：国の中間投入額 / 国の産出額	「建設総合統計」 「建設統計月報」 「建設工事施工統計」 (国土交通省) 「鳥取県産業連関表」 (県統計課) 「国民経済計算」 (内閣府) 内閣府資料
7 電気・ガス・水道業 (1)電気業	産出額 - 中間投入額 産出額：民間企業 + 公的企業 + 自家消費 (ア)民間企業 (営業収益 - 地帯間購入電力料 - 他社購入電力料) × 県内有形固定資産割合 (イ)公的企業 決算書の営業収益 (ウ)自家消費 自家発電量 × 単価 中間投入額： (ア)民間企業 決算書から積上げ (イ)公的企業 決算書から積上げ (ウ)自家発電 民間企業の中間投入比率	広島県照会資料 「電気事業便覧」 (電気事業連合会統計委員会) 「県営企業決算」 (県企業局) 「市町村財政概況」 (県地域振興課) 照会資料 (県統計課)
(2)ガス業	産出額：営業収益 中間投入額：決算書から積上げ	照会資料 (県統計課)
(3)水道業	産出額：営業収益 - 受水費 中間投入額：決算書から積上げ	「市町村財政概況」 (県地域振興課)
(4)廃棄物処理業	産出額：国の推計額 × 従業者数の対全国比 中間投入：産出額 × 国の中間投入比率	「簡易水道事業年鑑」 (総務省) 内閣府資料
8 卸売・小売業 (1)卸売業	産出額 - (産出額 × 中間投入比率) 産出額：粗利益額 (商業統計販売額 - 製造業の販売事業所 - 本支店間移動) × 年度補正率 × マージン率 + その他の収入額 中間投入比率：国の中間投入額 / 国の産出額	「商業販売統計月報」 「商業統計調査」 「経済センサス活動調査」 内閣府資料 「財政金融統計月報」 (財務省)
(2)小売業	産出額：粗利益額 (商業統計販売額 - 本支店間移動) × 年度補正率 × マージン率 + その他の収入額 中間投入比率：国の中間投入額 / 国の産出額	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
9 金融・保険業 (1)金融業	<p>産出額 - (産出額 × 中間投入比率) 産出額 金融仲介機関：FISIM産出(借り手、貸し手) + 受取手数料 金融仲介機関以外：受取手数料</p> <p>FISIM(借り手) = 国の推計値 × 貸出金対全国比 FISIM(貸し手) = 国の推計値 × 預金対全国比 これを、民間、公的の別に求める。 民間：国内銀行(日本銀行を除く)、信用金庫、労働金庫等 公的：財政融資資金、政府系金融機関</p> <p>受取手数料 = 国の推計値 × (貸出残高 + 預金残高の対全国比)</p> <p>中間投入比率：国の比率</p>	<p>内閣府資料 「預金・貸出金関連統計」 (日本銀行) 信金中金地域中小企業研究所ホームページ 各金融機関ホームページ 「地方財政統計年報」 (総務省) 財政投融资財務諸表 (財務省) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構ホームページ</p>
(2)保険業	<p>産出額： 生命保険 (ア)生命保険会社： 全国値 × 年度末保有契約高の対全国比 (イ)簡易生命保険： 全国値 × 年度末保有契約高の対全国比 (ウ)農協共済：国の推計額 × 年度末保有契約高の対全国比 (エ)全共連：国の推計額 × 従業者数の対全国比</p> <p>年金基金 (ア)適格退職年金、確定給付企業年金： 全国値 × 雇業者数の対全国比 (イ)その他：全国値 × 加入者数の対全国比</p> <p>非生命保険 (ア)損害保険会社：全国値 × 「火災保険、自動車保険、自賠責保険の(保険料収入 - 支払保険金)」の対全国比 (イ)火災共済 農業共済組合 農業共済組合連合会 決算書による 漁業共済組合 (ウ)交通災害共済事業会計：共済掛金収入 - 共済見舞金</p> <p>中間投入比率：国の比率</p>	<p>「生命保険事業概況」 (生命保険協会) 「市町村財政概況」 (県地域振興課)</p> <p>「事業年報」 (厚生労働省) (独)勤労者退職金共済機構ホームページ 厚生労働省ホームページ 農業年金基金ホームページ</p> <p>内閣府資料 照会資料 (県統計課) 「市町村財政概況」 (県地域振興課)</p>
10 不動産業	産出額 - (産出額 × 中間投入比率)	「住宅・土地統計調査」
(1)不動産仲介・管理業	<p>産出額：国の推計値 × 従業者数の対全国比 × 賃金格差率 中間投入比率：国の比率</p>	<p>(総務省) 「建設統計月報」 (国土交通省) 内閣府資料</p>
(2)住宅賃貸業	<p>産出額：住宅を持ち家、借家に区分 各区分の家賃単価相当額 × 住宅床面積 × 12か月 中間投入比率：国の比率</p>	<p>「第3次産業活動指数」 (経済産業省) 内閣府資料</p>
(3)不動産賃貸業	<p>産出額：国の推計値 × 従業者数の対全国比 × 賃金格差率 中間投入比率：国の比率</p>	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
11 運輸業	産出額 - (産出額 × 中間投入比率)	「運輸要覧」 (中国運輸局) 「市町村財政概況」 (県地域振興課) 「港湾統計」 (国土交通省) 「航空輸送統計調査」 (国土交通省) 内閣府資料 「第3次産業活動指数」 (経済産業省) 照会資料 (県統計課) 「交通関係資料集」 (国土交通省) 「高速道路便覧」 (全国高速道路建設協議 会) 「鳥取県の道路現況」 (県道路企画課・道路建設 課)
(1) 鉄道業	産出額： (ア) $J \quad R : JR \text{ 西日本の額} \times \text{旅客人員等県分比}$ (イ) 索道事業：営業収益 (ウ) 地方鉄道：営業収益 中間投入比率：国の比率	
(2) 道路運送業	産出額：営業収益 中間投入比率：国の比率	
(3) 水運業	産出額：国の推計値 × 出入貨物トン数の対全国比 中間投入比率：国の比率	
(4) 航空運輸業	産出額：国の推計値 × 国内線旅客人キロ数の対全国比 中間投入比率：国の比率	
(5) その他の運輸業	産出額： (ア) 貨物運送取扱 国の推計値 × 鉄道に係る貨物運送取扱実績の対全国比 (イ) 倉庫業 国の推計値 × 平均月末在庫の対全国比 (ウ) こん包業 国の推計値 × 従業者数の対全国比 × 賃金格差率 (エ) 道路輸送施設提供業：有料道路料金収入 × 道路延長比 (オ) その他の水運附帯サービス業 国の推計値 × 従業者数の対全国比 × 賃金格差率 (カ) 航空施設管理(産業)・その他の航空附帯サービス 国の推計値 × 航空輸送業の自県推計値分の対全国比 (キ) 旅行・その他の運輸附帯サービス 国の推計値 × 従業者数の対全国比 × 賃金格差率 中間投入比率：国の比率	
12 情報通信業	産出額 - (産出額 × 中間投入比率)	内閣府資料
(1) 通信業	産出額： (ア) 郵便業：郵便業務収入 (イ) 電信・電話業：国の推計値 × 電話発信回数 の対全国比 (ウ) その他の通信サービス業：国の推計値 × 従業者数の 対全国比 × 賃金格差率 (エ) インターネット付随サービス業： 国の推計値 × 従業者数の対全国比 × 賃金格差率 中間投入比率：国の比率	
(2) 放送業	産出額：決算書による 中間投入比率：国の比率	
(3) 情報サービス業	産出額：国の推計額 × 従業者数の対全国比 × 賃金格差率 中間投入比率：国の比率	照会資料 (県統計課)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
13 サービス業	<p>産出額 - (産出額 × 中間投入比率)</p> <p>産出額： 国の推計値 × 従業者数の対全国比 × 賃金格差率によるもの (ア)教育 (イ)研究 (ウ)医療・保健のうち保健衛生及び社会福祉 (エ)その他の公共サービス (オ)広告業 (カ)業務用物品賃貸業 (キ)自動車・機械修理業 (ク)その他の対事業所サービス (ケ)娯楽業 (サ)飲食店 (シ)旅館・その他宿泊所(平成18年度まで) (ス)洗濯・理容・美容・浴場業 (セ)その他の対個人サービス業 (分類不明産業を含む) その他によるもの (ウ)医療・保健のうち医療： 基礎資料により得られる医療費の積み上げによる 介護：総介護サービス費 (シ)旅館・その他宿泊所(平成19年度から)： 延べ宿泊者数の対全国比</p> <p>中間投入比率：国の比率</p>	
14 政府サービス生産者	雇業者報酬 + 固定資本減耗 + (支払)間接税 関係機関の決算書による	財政収支調査 (県統計課) 内閣府資料 内閣府資料
15 対家計民間非営利サービス生産者	(ア)教育 国の推計値 (イ)その他 × 従業者数の対全国比 × 賃金格差率	内閣府資料 内閣府資料

県内総生産(生産側)実質

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1 経済活動別県内総生産の実質化	<p>国の連鎖(デフレーター, DF) × 年度転換率により、経済活動別の各年度の連鎖DFを求める。(産出額、中間投入)</p> <p>当年度名目 ÷ (当年度連鎖DF ÷ 前年度連鎖DF) により、前年度を基準とした固定基準年方式の実質値を求める。</p> <p>上記 ÷ 前年度名目値により、各年度の連鎖実質の対前年度増加率を求める。</p> <p>平成17年度名目値 × により参照年(平成17年)の実質値を求める。</p> <p>上記 に の増加率を乗じて、各年度実質値を求める。</p> <p>県連鎖DF = 県名目値 ÷ の県実質値 実質生産額 = 実質産出額 - 実質中間投入額</p>	「国民経済計算」 (内閣府) 内閣府資料

県民所得及び県民可処分所得の分配

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1 雇用者報酬		
(1) 農業	販売農家 1 戸当たり農業雇用労賃 × 農家戸数	「農業経営統計調査」 (農林水産省)
(2) 林業	民公営林純生産 × 労賃率	照会資料 (県統計課)
(3) 水産業	水産業純生産 × 労賃率	「農林業センサス」 「漁業経営調査」 (農林水産省)
(4) 農林水産業以外の		「国民経済計算」 (内閣府)
産業		
ア 常用雇用者	(常勤役員を含む 1 人当たり賃金・俸給) × (常勤役員を含む常用雇用者数) - (常勤役員 1 人当たり賃金・俸給) × (常勤役員数)	「国勢調査」 (総務省)
	常勤役員を含む 1 人当たり賃金・俸給は、毎月勤労統計を基礎資料として次式による。	「毎月勤労統計調査」 (厚生労働省)
	$\frac{30人以上の1人当たりの平均賃金 \times 30人以上の常用雇用者数 + 29人以下の1人当たりの平均賃金 \times 29人以下の常用雇用者数}{30人以上の常用雇用者数 + 29人以下の常用雇用者数}$	「事業所・企業統計調査」 「経済センサス」 (総務省)
	$30人以上の1人当たり平均賃金 = \frac{\text{産業別現金給与総額}}{\text{常用雇用者数}}$ $29人以下の1人当たり平均賃金 = \frac{\text{産業別現金給与総額} - \text{30人以上の1人当たり平均賃金} \times \text{常用雇用者数}}{\text{常用雇用者数} - \text{30人以上の常用雇用者数}}$	「民間給与実態調査」 (国税庁)
イ 臨時・日雇	産業別 1 人 1 日当たり平均賃金 × 就労日数 × 日雇人員	「毎月勤労統計調査」 (厚生労働省)
(5) 有給家族従業者	国の有給家族従業者 1 人当たり年間平均給与 × 家族従業者数 × 有給家族従業者割合	「国勢調査」 (総務省)
農林水産業のみ		「農業物価指数」 (農林水産省)
(6) 役員給与	常用雇用者 1 人当たり賃金 × 役員の常用雇用者 1 人当たり賃金に対する格差 (常勤・非常勤) × 会社などの役員数	「毎月勤労統計調査」 (厚生労働省)
(7) 議員歳費等	(県議員、委員報酬) + (市町村議員、委員報酬)	内閣府資料 「県決算書」 (県財政課)
(8) 給与住宅差額家賃	{ 市中家賃 (1 m ² 当たり) - 給与住宅家賃 (1 m ² 当たり) } × 給与住宅床面積 × 1.2 か月	「市町村決算書」 (県地域振興課)
(9) 雇主の現実社会負担	照会調査等により健康保険、厚生年金、失業保険、労災保険、各種共済組合の雇主負担分、児童手当、消防団員等公務災害補償等共済基金負担分。	「住宅・土地統計調査」 (総務省)
(10) 雇主の帰属社会負担	公共分については決算書等により、民間分については国税局民間退職金支払額を源泉徴収税額の割合で按分する。	照会資料 (県統計課)
ア 退職一時金	勤労者退職金共済機構、特定業種退職金共済組合の雇主負担分。	「事業年報」 「後期高齢者医療事業年報」 (厚生労働省)
		勤労者退職金共済機構 ホームページ

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
イ 公務災害補償費	国、県、市町村の公務災害補償費。	財政収支調査 (県統計課) 「県決算書」 (県財政課) 「市町村決算書」 (県地域振興課) 「国民経済計算」 (内閣府)
ウ その他	現金・現物給与(農林水産業、公務以外の産業)×その他の雇い主負担のうちのその他の割合 なお、産業分類不明の雇用者、従業者は、分類把握可能な雇用者の比率に従って配分し、雇用者報酬の推計を行った。	
2 財産所得		
(1)一般政府		
ア 受 取	利子 = 国の非企業特別会計分は国民経済計算の計数×厚生年金保険、国民年金特別会計保険料収納済額の対全国比により算出、それ以外の利子は決算書等から集計 配当 = 決算書等から集計 賃貸料 = 決算書等から集計	財政収支調査 (県統計課) 「県決算書」 (県財政課) 「市町村決算書」 (県地域振興課) 「事業年報」 (厚生労働省) 「国民経済計算」 (内閣府) 内閣府資料
イ 支 払	国関係： 利子 = 国民経済計算の中央政府支払利子×全国銀行の年度末預金残高の対全国比 その他は国出先機関への照会による 賃貸料 = 国出先機関への照会による 地方関係： 利子 = 県、市町村等の公債利子等を集計 賃貸料 = 土地に関わる賃貸料を集計	
(2)家 計		
ア 受 取		
(ア)利 子		
a 預貯金利子	国の機関別一般預貯金利子×自県機関別個人預貯金残高/全国機関別個人預貯金残高	「国民経済計算」 (内閣府) 内閣府資料 照会資料 (県統計課)
b 社内預金利子	社内預金残高×利率	
c 有価証券利子	国債、地方債、政府関係機関債、事業債、金融債の全国の現在高×利子所得対全国比	「金融経済統計月報」 (日本銀行) 「預金・貸出金関連統計」 (日本銀行)
d 信託利子	信託利子×信託残高対全国比×個人分割合	
(イ)保険契約者に帰属する財産所得		内閣府資料
a 生命保険会社等の資産運用収益の帰属	国民経済計算の生命保険会社等の資産運用収益の帰属額×鳥取県の個人保険・団体保険保有契約高/全国の個人保険・団体保険保有契約高	
b 簡易生命保険、郵便年金の資産運用収益の帰属	国民経済計算の簡易生命保険、郵便年金の資産運用収益の帰属額×鳥取県の簡易保険・郵便年金保有契約高/全国の簡易保険・郵便年金保有契約高	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
c 厚生年金基金・同連合会及び国民年金基金・同連合会の資産運用収益の帰属	国民経済計算の厚生年金基金・同連合会及び国民年金基金・同連合会の資産運用収益の帰属額×鳥取県の厚生年金、国民年金の加入者数/全国の厚生年金、国民年金の加入者数	「国民経済計算」 (内閣府)
d 適格退職年金及び確定給付企業年金の資産運用収益の帰属	国民経済計算の適格退職年金及び確定給付企業年金の資産運用収益の帰属額×鳥取県の雇用者数/全国の雇用者数	「事業所・企業統計調査」 「経済センサス」 (総務省)
e 勤労者退職金共済機構の資産運用収益の帰属	国民経済計算の勤労者退職金共済機構の資産運用収益の帰属額×鳥取県の被共済者数/全国の被共済者数	勤労者退職金共済機構ホームページ 内閣府資料
f 中小企業総合事業団・小規模企業共済勘定の資産運用収益の帰属	国民経済計算の中小企業総合事業団・小規模企業共済勘定の資産運用収益の帰属額×鳥取県の共済契約者数/全国の共済契約者数	「国民経済計算」 (内閣府)
g 非生命保険会社の資産運用収益の帰属	国民経済計算の非生命保険会社の資産運用収益の帰属額×(鳥取県の火災保険、自動車保険、自賠償保険の保険料収入-支払保険金)/(全国の火災保険、自動車保険、自賠償保険の保険料収入-支払保険金)	「損害保険料率算出機構統計集」 (損害保険料率算出機構)
(ウ)配 当		
a 配当金	国民経済計算の配当金× 鳥取県の配当所得/全国の配当所得	「国税庁統計年報」 (国税庁)
b 重役賞与	国民経済計算の重役賞与× 鳥取県の役員数/全国の役員数	「国勢調査」 (総務省) 内閣府資料
(エ)賃貸料	農業地代+国民経済計算の地代特許料× 鳥取県の家計分土地資産額/全国の家計分土地資産額	
イ 支 払		
(ア)金融機関の利子	国民経済計算の金融機関別消費者負債利子×H14鳥取県個人運転資金貸出残高×鳥取県銀行勘定残高伸び率/全国個人運転資金貸出残高	内閣府資料 「預金・貸出金関連統計」 (日本銀行)
(イ)生命保険会社支払利子	国債×鳥取県の保険保有契約高/全国の保険保有契約高	生命保険協会ホームページ
(ウ)共済組合貸付利子	各共済組合へ直接照会による。(住宅貸付利子を除く)	
(3)対家計民間 非営利団体		
ア 受 取	国民経済計算の対家計民間非営利団体の財産所得の受取額×鳥取県の対家計民間非営利団体従業者数/全国の対家計民間非営利団体従業者数	内閣府資料 「事業所・企業統計調査」 「経済センサス」 (総務省)
イ 支 払	国民経済計算の対家計民間非営利団体の財産所得の支払額×鳥取県の対家計民間非営利団体従業者数/全国の対家計民間非営利団体従業者数	
(4)F I S I M	制度部門ごとに推計した受払利子額からFISIM調整額を加算または控除する。	内閣府資料

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
ア 政府部門	FISIM = 国の推計値 × 鳥取県分歳出額対全国比	「地方財政統計年報」 (総務省)
イ 家計部門	FISIM = 国の推計値 × 貸出残高対全国比	「預金・貸出金関連統計」
ウ 対家計民間非営利	FISIM = 国の推計値 × 従業者数対全国比	(日本銀行)
3 企業所得	<p>企業所得 = 営業余剰・混合所得 + 財産所得(受取 - 支払) 生産系列で推計した営業余剰・混合所得を非金融法人企業(民間、公的)、金融機関(民間、公的)、個人企業(農林水産業、その他産業、持ち家)の制度部門別に分割し、それぞれの財産所得(利子 + 配当 + 賃貸料)の受取を加算し、支払を控除して計上する。なお、利子はFISIM調整後のものである。</p> <p>< 営業余剰の分割方法 ></p> <p>ア 直接推計の営業余剰</p> <p>(ア) 金融・保険業(民間、公的) 生産系列より。</p> <p>(イ) 公的企業(金融機関を除く) 国の営業余剰は(全国値) × 県分割合で求め、市町村は決算書より直接積み上げる。</p> <p>(ウ) 個人企業(農林水産業) 生産系列より。</p> <p>(エ) 個人企業(持ち家) 生産系列より。</p> <p>イ その他の推計の営業余剰及び混合所得 (生産系列より求められる営業余剰 - 直接推計の営業余剰)の残差を(ア)個人企業(その他の産業)と(イ)民間非金融法人企業に分割する。</p> <p>(ア)個人企業(その他産業)営業余剰 各産業{ 1個人企業当たり営業余剰 × 個人業主数 } + 内職営業余剰 + 兼業営業余剰 - 有給家族従業者給与</p> <p>1個人企業当たり営業余剰 国の産業別1個人企業当たり営業余剰 × 所得格差率 個人業主数 国勢調査を基礎とし、中間年次は直線補間。内職者数を除く。 内職所得(製造業、サービス業) 1個人企業当たり営業余剰 × 内職所得比率 × 内職者数</p> <p>兼業営業余剰 個人企業営業余剰 × 兼業比率</p> <p>有給家族従業者給与 雇用者所得の有給家族従業者の給与を用いる。</p> <p>(イ)民間非金融法人営業余剰 (生産系列より求められる営業余剰 - 直接推計の営業余剰)の残差から(ア)により求められる個人企業(その他産業)営業余剰を差し引いた残差とする。</p>	<p>財政収支調査 (県統計課) 内閣府資料 「病院事業会計決算書」 (県病院局) 「経営状況報告書」 (県財政課) 「市町村財政概況」 (県地域振興課) 「県決算書」 (県財政課) 「県営企業決算書」 (県企業局) 「国民経済計算」 (内閣府)</p> <p>「鳥取県税務統計書」 (県税務課) 「課税状況調」 (総務省) 「税務統計から見た法人企業の実態」 (国税庁ホームページ) 「国税庁統計年報」 (国税庁) 「国勢調査」 (総務省) 内閣府資料 照会資料 (県統計課)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	<p>< FISIM調整の方法 > 受払利子額からFISIM調整額を加算または控除する。</p> <p>ア 非金融法人 経済活動別産出額の対全国比により求めたFISIM総額から、各部門のFISIMを差し引いた残差</p> <p>イ 金融機関 FISIM = 国の推計値 × 金融・保険業産出額対全国比</p> <p>ウ 個人企業 FISIM = 国の推計値 × 個人運転資金貸出残高</p>	「預金・貸出金関連統計」 (日本銀行)

県内総生産（支出側）名目

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出 a 食料・非アルコール飲料 b アルコール飲料・たばこ c 被服・履物 d 住居・電気・ガス・水道 (a) 家賃 (b) その他 e 家具・家庭用機器・家事サービス f 保健・医療 g 交通 h 通信 i 娯楽・レジャー・文化 j 教育 k 外食・宿泊 l その他	<p>家計調査法（2人以上の世帯、単身者世帯）と直接推計法（加算または控除項目）に分けて推計する。</p> <p>ア 家計調査法 世帯を(ア) 2人以上の世帯と(イ) 単身者世帯に分け、5年に1回実施の全国消費実態調査ベースの12目的分類消費額を、毎年実施の家計調査・家計消費状況調査ベースの推計結果の伸び率で補間した後、SNAベースに変換する。 (ア) 1世帯当たり費目別消費支出 × 人員調整係数 × 世帯数 × 補正係数 (イ) 単身者1人当りの費目別消費支出額 × 単身者数 × 補正係数 人員調整係数：推計した1世帯当たり費目別消費支出を、国勢調査を基に推計した1世帯当たり人員による支出額に修正するための係数。 補正係数：SNAベースへ変換するための係数。目的別家計消費支出(国民経済計算年報、国値) ÷ 補正前目的別家計消費支出(国値)により、目的別に係数を算出する。</p> <p>イ 直接推計法 家計最終消費支出の概念範囲に含まれるもののうち、家計調査等で捕捉していない項目は加算し、的確に捕捉していないと考えられる項目については控除後加算する。また、家計調査に含まれているが家計最終消費支出の概念上含まれないものについては控除する。なお、これらには以下の項目などが該当する。</p> <p>< 控除項目 > 家賃、設備修繕費、不動産あっせん料、非生命保険のサービス料、乗用車購入額、医療費（自己負担分）、介護費（自己負担分）、用途指定寄付金受入（家計分）、信仰・祭祀費、仕送り金、贈与金、他の負担金</p> <p>< 加算項目 > こづかい費、つきあい費、生命保険のサービス料、年金基金のサービス料、証券手数料、家賃、設備修繕費、不動産あっせん料、非生命保険のサービス料、乗用車購入額、医療費（自己負担分）、介護費（自己負担分）、FISIM消費額</p> <p>なお、b 住居における(a) 家賃と(b) その他の分割は、生産系列で求められる「住宅賃貸業」の産出額を(a) 家賃に代入し、残差を(b) その他とした。</p>	<p>「家計調査」 (総務省)</p> <p>「国勢調査」 (総務省)</p> <p>「全国消費実態調査」 (総務省)</p> <p>「家計消費状況調査」 (総務省)</p> <p>「鳥取県税務統計書」 (県税務課)</p> <p>「国民経済計算」 (内閣府)</p> <p>内閣府資料</p> <p>「鳥取県年齢別推計人口」 (県統計課)</p> <p>「鳥取県産業連関表」 (県統計課)</p> <p>照会資料 (県統計課)</p> <p>財政収支調査 (県統計課)</p> <p>「自動車登録統計情報」 (財)自動車販売協会連合会)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(2)対家計民間非営利団体最終消費支出	国民経済計算における対家計民間非営利団体の消費支出 × 県内対家計民間非営利団体従業者数の対全国比 - 商品・非商品販売	財政収支調査 (県統計課)
2 一般政府最終消費支出	政府最終消費支出 = 雇用者報酬 + 中間投入 + 固定資本減耗 + 生産・輸入品に課される税 - 商品・非商品販売 + 家計への移転的支出として算出され、下記のとおり推計した。	「市町村財政概況」 (県地域振興課)
ア 雇用者報酬	国の出先機関については直接照会により、地方公共団体等については決算書により、それぞれ該当項目を集計した。 議員や知事、市町村長などの特別職の俸給諸手当、委員手当、職員の俸給、雑手当、退職手当、公務災害補償、共済組合などに対する雇主としての負担金など。なお、退職年金、恩給は除外しているが、帰属計算として給与住宅差額家賃を加算した。	「国民経済計算」 (内閣府) 照会資料 (県統計課) 内閣府資料 各種決算書
イ 中間投入	職員旅費、需用費(食糧費、消耗品費、光熱費など)、役務費(郵便運送料など)、備品購入費、委託料、維持補修費、FISIM消費額などを集計した。	
ウ 固定資本減耗		内閣府資料
a 建物の固定資本減耗	国の当該係数 × 自県分割合	
b 建物以外の固定資本減耗	国の当該係数 × 自県分割合	
c 社会資本減耗	国の提供資料よりとる	
d 受注型ソフトウェアの資本減耗	国の当該計数 × 自県のソフトウェア投資額累計	
エ 生産・輸入品に課される税	国有資産所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、消費税、自動車重量税等を計上した。	
オ 商品・非商品販売	授業料、使用料、貸付料、寄宿料、刊行物売払い代等を計上した。	
カ 家計への移転的支出	医療費のうち社会保障基金からの給付分、介護費のうち社会保障基金からの給付分、教科書購入費	
3 県内総資本形成		「建設総合統計」
(1)県内総固定資本形成		(国土交通省)
ア 民間		内閣府資料
a 住宅	民間住宅投資総額 = 全国民間住宅投資額 × 民間居住用建築物工事額の対全国比	
b 企業設備	・ 農林水産業 国の推計値 × 固定資本減耗の対全国比	内閣府資料

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 有形固定資産取得額 / 製造品出荷額等 × 産出額 なお、コンピュータ・ソフトウェアを無形固定資産として求め、企業設備に加算する。 ソフトウェア投資額 = 県産出額 × 国ソフトウェア比率 ・ その他の産業 国の各産業別民間企業設備を県の各産業別の固定資本減耗の対全国比で按分して求める。 	照会資料 (県統計課) 「工業統計調査」 (経済産業省) 内閣府資料 「産業連関表」 (総務省) 「国民経済計算」 (内閣府) 内閣府資料
イ 公的		
a 住宅	一般普通会計、非企業会計、企業会計別に住宅建設関係費(用地補償費は除く)を集計した。	財政収支調査 (県統計課) 「県決算書」 (県財政課)
b 企業設備	企業会計等について、決算書から固定資産増加 + 減価償却費 - 住宅費(政府企業によるもののみ)により求めた。 公的企業について資産増加分を分割して県分を求めた。	「市町村財政概況」 (県地域振興課) 照会資料 (県統計課) 内閣府資料
c 一般政府	国の一般会計、非企業会計の出先機関については直接照会により、地方公共団体については決算書により、建設関係項目(用地補償費は除く)を集計した。 なお、産出額 × ソフトウェア比率により、受注型ソフトウェア投資額をそれぞれに計上する。	「国民経済計算」 (内閣府)
(2) 在庫品増加		
ア 民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 工業統計の年間在庫品増減額より算出。 ・ その他の産業 国の各産業別民間在庫品増加額を按分して求める。 	「工業統計調査」 (経済産業省) 内閣府資料 「事業所・企業統計調査」
イ 公的企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営または市町村営企業 各企業の決算情報から貯蔵品、原材料など在庫とみなされる流動資産項目を合算し増加額を求めた。 ・ その他の公的企業 国の各産業別公的在庫品増加額を按分して求める。 	「経済センサス」 (総務省) 「農業センサス」 (農林水産省) 「建設総合統計」 (国土交通省) 「商業統計」 (経済産業省) 「電気事業便覧」 (電気事業連合会統計委員会) 「ガス事業年報」 (資源エネルギー庁) 照会資料 (県統計課)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
4 移出	経済活動別産出額 × 経済活動別移出率 移出率 = (県産業連関表による) 移出額 ÷ (同) 生産額	「鳥取県産業連関表」 (県統計課)
5 移入	(民間最終消費支出 + 政府最終消費支出 + 県内総資本形成) × 移入率 移入率 = (県産業連関表) 移入額 ÷ 県内最終需要額合計	「鳥取県産業連関表」 (県統計課)

県内総生産（支出側）実質

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1 民間最終消費支出 (1)家計最終消費支出 a 食料・非アルコール飲料 b アルコール飲料・たばこ c 被服・履物 d 住居・電気・ガス・水道 (a) 家賃 (b) その他 e 家具・家庭用機器・家事サービス f 保健・医療 g 交通 h 通信 i 娯楽・レジャー・文化 j 教育 k 外食・宿泊 l その他 (2)対家計民間非営利団体最終消費支出	国の当該項目の「デフレーター」を用いて、実質値を求めた。	「国民経済計算」 (内閣府)
2 一般政府最終消費支出	国の当該項目の「デフレーター」を用いて実質値を求めた。	「国民経済計算」 (内閣府)
3 県内総資本形成 (1) 県内総固定資本形成 ア 民間 a 住宅 b 企業設備 イ 公的 a 住宅 b 企業設備 c 一般政府	国の当該項目の「デフレーター」を用いて実質値を求めた。 } 国の当該項目の「デフレーター」を用いて実質値を求めた。	「国民経済計算」 (内閣府)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(2) 在庫品増加 ア 民間企業 イ 公的企業	} 国の当該項目の「デフレーター」を用いて実質値を求めた。 企業物価指数、鳥取県産業連関表を用いて実質値を求めた。 企業物価指数、鳥取県産業連関表を用いて実質値を求めた。	「国内企業物価指数」 (日本銀行) 「鳥取県産業連関表」 (県統計課)
4 移出		
5 移入		

基本勘定

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1 固定資本減耗 ア 産業	産出額 × 固定資本減耗比率 [農業、製造業、電気・ガス・水道業] 固定資本減耗比率： a 農業 (農家1戸当たり)減価償却費 / 農業粗収益 b 製造業(従業員10人以上の) 減価償却費 / 製造品出荷額等 c 電気・ガス・水道業 (損益計算書の)減価償却費 / 営業収益 [林業、水産業、鉱業、建設業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、サービス業] 固定資本減耗比率：国の数値	「農業経営統計調査」 (農林水産省) 「工業統計調査」 (経済産業省) 「電気事業便覧」 (電気事業連合会統計委員会) 内閣府資料
イ 政府サービス生産者 a 建物の固定資本減耗 b 建物以外の固定資本減耗 c 社会資本減耗 d 受注型ソフトウェアの資本減耗	国の当該係数 × 自県分割合 国の当該係数 × 自県分割合 国の提供資料よりとる 国の当該計数 × 自県のソフトウェア投資額累計	内閣府資料
ウ 対家計民間非営利サービス生産者	国の推計値 × 従業者数の対全国比	

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
2 生産・輸入品に課される税	<p>国税 = 消費税、酒税、有価証券取引税、印紙収入、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、電源開発促進税、印紙収入(1/2)などの収納済額</p> <p>県税 = 地方消費税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車税(1/2)、自動車取得税(1/2)、鉱区税、軽油引取税、旧法による税などの収納済額</p> <p>市町村民税 = 固定資産税、軽自動車税(1/2)、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、法定外普通税、入湯税、都市計画税、旧法による税などの収納額</p> <p>税外負担 = 国の税外収入の、一般会計は許可及び手数料(1/2)、自動車検査登録特別会計は検査登録印紙収入などを集計した。専売公社納付金は、国民経済計算の計数を固定資産残高の対全国比で按分した。県・市町村等は、発電水利使用料、手数料(1/2)収益事業収入、国有提供施設所在市町村助成交付金などを集計した。</p>	<p>照会資料 (県統計課)</p> <p>「鳥取県税務統計書」 (県税務課)</p> <p>「工業統計調査」 (経済産業省)</p> <p>財政収支調査 (県統計課)</p> <p>「市町村決算書」 (県地域振興課)</p> <p>「県決算書」 (県財政課)</p> <p>「市町村財政概況」 (県地域振興課)</p> <p>「広島国税局統計書」 (広島国税局)</p> <p>内閣府資料</p> <p>「建築統計年報」 (国土交通省)</p> <p>照会資料 (県統計課)</p>
3 補助金	<p>地方財政の企業会計繰出金等を決算書等により求めた。</p>	<p>「県決算書」 (県財政課)</p> <p>「市町村財政概況」 (県地域振興課)</p> <p>内閣府資料</p> <p>照会資料 (県統計課)</p>